

川越市教育委員会第5回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成29年6月27日 午後2時
- 3 閉 会 平成29年6月27日 午後3時30分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、長井良憲、黒田弘美
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長福島正美、教育総務部副部長兼文化財保護課長下 薫、教育総務部参事兼中央公民館長上野 正、教育総務部参事兼博物館長田中 信、学校教育部参事兼学校管理課長内野博紀、学校教育部参事兼教育センター所長中村健二、教育総務課長長谷正昭、教育財務課長桜井一男、地域教育支援課長福井康司、中央図書館長内田修弘、学校給食課長岸野泰之、市立川越高等学校事務長松本陽介、教育指導課副課長遠藤千絵、都市計画部都市景観課長大澤 健

8 前回会議録の承認

平成29年度第2回臨時会会議録及び第3回定例会会議録を承認した。

なお、平成29年度第4回臨時会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第15号 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第2議案第16号 川越市立博物館協議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第3議案第17号 川越市いじめ問題対策委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第4議案第18号 川越市幼児教育振興審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第5議案第19号 川越市立学校給食センター運営委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第6議案第20号 川越市立図書館協議会委員を委嘱することについて

(非公開)

10 報告事項

(1) 川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会委員の選任について

教育総務課長

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」とされている。また、同条第2項の規定により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用が義務付けられていることから、「川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会」を設置し、委員の選任を行ったものである。今年度の委員については、池田優子氏、眞下英二氏、水谷薫氏の3名であり、水谷氏においては一昨年、昨年に引き続きお願いしようとするものである。

なお、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する今後のスケジュールは、点検評価懇話会を7月初旬から中旬にかけて2回程度開催し、点検・評価の内容に関して頂いた各委員からの意見を付した素案について8月の教育委員会定例会での議案審議を経て、平成29年川越市議会定例会（9月議会）に報告書を提出した後、公表する予定である。

委員

眞下氏の専門は何か伺いたい。

教育総務課長

ライフマネジメント学科の教授と伺っている。

委員

施策数が膨大である上に多岐に渡る内容であるが、3名の委員で細部にまで意見をもらえるのか確認したい。

教育総務課長

予算の問題もあり、3名でお願いしている。予算要求の際は増員し、予算確保に向け努めたいと考えている。

(2) 川越市立特別支援学校の平成30年度生徒募集について

参事兼教育センター所長

平成30年度川越市立特別支援学校生徒募集については、募集人員を高等部16名、入学選考期日を平成30年1月11日とし、近隣の埼玉県立特別支援学校等の選考日を考慮した日になっており、受験者数の確保を図ろうとするものである。なお、募集内容について、昨年度からの変更点は特にない。

委員

志願倍率はどのくらいか伺いたい。

参事兼教育センター所長

およそ2倍である。

委員

以前に定員割れしたことから、入学選考日を早めたのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

平成21年度に、近隣の埼玉県立特別支援学校と入学選考日が重なり、定員に達しなかったため、入学選考日が重ならないよう調整したものである。今後も、入学選考日については、埼玉県立特別支援学校の動向を踏まえ、検討していきたいと考える。

(3) 公民館使用料の激変緩和措置の今後の対応について

参事兼中央公民館長

公民館使用料の激変緩和措置の今後の対応について、平成29年川越市議会第5回定例会（6月議会）文化教育常任委員会で報告したところである。公民館使用料については、平成26年4月に条例改正を行ったが、当初からこれまで激変緩和の措置として、条例額の3割を減額してきた。この措置は当面3年間とし、3年目に社会経済情勢を勘案して継続の可否を含めて検討することとしていたものである。

この方針に基づき、今回検討した結果、緩和措置をとっている部屋の使用料について、平成30年4月1日から現行の減額率を3割から2割に減らすこととする。また、利用者の急激な負担増を招かないようにするため、平成31年4月1日から1割に、平成32年4月1日には減額措置を終了し、2年間で規定された使用料とするものである。

周知方法については、登録グループ等については説明会や窓口で説明し、一般の利用者については市広報やホームページ等で周知を図る。周知期間としては、登録グループ等の説明会は平成29年7月から実施し、一般の利用者へは減額措置終了まで随時実施していく。

委員

今後の実施方法であるが、再検討することもあるのか伺いたい。

参事兼中央公民館長

段階的に2年間かけて既定の額にしようとするものであり、変更はないと考える。

1.1 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第15号から議案第20号は人事に関する情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (2) 議案審議の都合から、議案第17号、議案第18号、議案第15号、議案第16号、議案第19号、議案第20号の順に審議することについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (3) 議案第17号、議案第18号の説明補助者として、教育指導課副課長の出席について

て各委員が承認し出席が認められた。

- (4) 議案第15号の関係者として、都市計画部都市景観課長の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (5) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、黒田委員が指名された。
- (6) 次回教育委員会は、平成29年7月24日（月）午前10時開催に決定した。